

法教育研究会第15回会議議事録

日 時 平成16年9月17日(金)
午後2時～午後3時50分
場 所 法務省20階第一会議室

午後2時 開会

土井座長 まだお見えになっておられない委員もいらっしゃいますが，所定の時刻になりましたので，法教育研究会の第15回会議を開会させていただきます。

まず最初に，本日の配付資料について事務局から説明をしていただきます。

大場参事官 資料1は，模擬授業資料（ルール），資料2は，模擬授業資料（私法），資料3は，模擬授業資料（憲法），資料4は，模擬授業資料（司法），資料5は，報告書骨子目次（案），資料6は，報告書骨子（案）（意見の整理），資料7は，平成15年12月に出しました論点整理，資料8は，法教育研究会・審議経過，資料9は，第13回法教育研究会議事録です。

このうち，資料1から4は模擬授業の資料であります。私法の模擬授業は7月に永野委員に行っていたいただきましたけれども，今月下旬に，今度は目黒区立第二中学校でも行われますので，こちらでも多数の御参加をお願いしたいと思っています。

資料5は，研究会の報告書の目次案，資料6は，この目次案に沿いまして，これまでの研究会での議論の内容を整理したのになっております。

資料7は，昨年12月にまとめた本研究会の論点整理，資料8は，本研究会と教材作成部会の審議経過で，御参考にしていただければよろしいかと思えます。

資料9は，第13回法教育研究会の議事録になります。

配付資料は以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。それでは本日の議事に入りたいと思えます。

本日はまず，模擬授業の実施を踏まえまして各教材例の検討を行いたいと思えます。

前回の研究会の後，行われました模擬授業は，ルール，憲法，司法の三つでしたので，この順に検討をお願いしたいと思います。皆様の席上に，御覧になった授業の感想をお書きいただいた調査票をお配りしてございます。

まず，最初にルールグループの授業は，これはごみ捨て場を決める授業とマンションのルールを決める授業の二種類を，銀座中学校におきまして仲村秀樹先生に行っていたいただきましたが，この授業につきましては江口委員，大杉委員，沖野委員，荻原委員，唐津委員，絹川委員，鈴木委員，高橋委員，館委員，永野委員，橋本委員，山根

委員と多くの委員の先生方に御参観をいただいております。御参観いただいた委員から、本日、御意見・御感想等を述べていただきたいと思ひます。

また、授業を行っていただきました仲村先生は、本日は、授業のために御出席いただいておりますけれども、教材作成部会のルールづくりの構成員でもある橋本委員に御出席いただいておりますので、教材案につきまして何か質問等がございましたら、橋本委員からお答えいただけるのではないかとと思ひます。

それではまず、江口委員の方から御意見、御感想をお願いいたします。

江口委員 最初の9月6日実施のマンションの授業についてですが、調査票を読ませていただきますと、ペット可のマンション入居であるため、苦情が出たからといって、すぐにペット禁止のルール創設に入ることというのは一般的にないだろうと思ひます。苦情の程度や質などをいろいろ議論することがまず大切で、もっと細かい事実を押さえるような経験を踏ませたらいいのではないかとと思ひました。

その中で、ペットの飼主がどこまで歩み寄れるか、あるいはペットの苦情に対してどこまで説得的な議論ができるかという、そんな議論をするプロセスの中でルールを設定する、あるいは新しいルールへ変えていくというような議論がもっとされるべきではなかったかなと感じております。

授業の優れている点は、想像以上に子どもたちは初めての経験なのに、自分の言い分をそれなりに語っていたのではないかと気がします。

その他の感想なんですけれども、他のルールづくりの授業にもかかわるのですけれども、もっとこういう経験を日常的に積み重ねたり、あるいは学習経験として擬似的に積み重ねることが大切ではないかとと思ひました。

それからごみの授業についてですが、なぜ、ごみ出しの経験を一生懸命させたのかということが必ずしも授業の中には反映されていないのではと感じました。

また、ロールプレイをさせますが、もっと各人がロールプレイの役に「はまる」ような工夫が必要ではと思ひました。それぞれの事実をしっかりと押さえる中で議論をさせていった方が良かったのかなという気がします。途中から、「自由に意見を言いなさい、立場を変えていいよ」と転換したのですが、子どもたちの中では若干矛盾を感じている、あるいは授業の二重構造みたいなものに気が付いたような気がしております。

先ほどと授業の優れている点は同じです。これも，それからその他のところも，こういう経験をもっと積み重ねて，ディベートあるいはディスカッション形式の経験をしていった方がいいのかなと思いました。

沖野委員 私は，ごみ出しのケースの3回のうちの初回を参観させていただきました。

この結果がどうなったかという二時間目以降を拝見しておりませんので，全体像について申し上げることはできないのですけれども，初回を見せていただいた限りで感想を申し上げます。長所は様々ございました。とりわけ非常に感銘を受けましたのは，関心を持たせる工夫，この問題に主体的にかかわる工夫が随所にされていた点です。事前にごみの取り扱いについての各人の地域での調査もその一つです。ごみの臭いはどうだったといった指摘が先生からされ，それは迷惑施設であるということを感じることがまず企図されていたと思います。ただ，それがどうルールづくりに結びついてくるのかという関連については，今，江口先生から御指摘があったように，見えにくいところはあったと思いますけれども，しかし，事前にこういう問題に関心を持たせる工夫がされている点は重要であったと思います。

実際の授業時間内での活動ですが，グループで討論するに当たりまして，ロールプレイで楽しくやるという感じが出ておりまして，この点でも非常に工夫のある授業と拝見いたしました。

しかし，他方で，ルールをつくってみようという趣旨から二点ほど気になった点がございまして。一つは，ごみのケースでは問題の提起が，どこにごみ置場をつくったらいいでしょうかという形でされておりまして，ごみ出しに関する，あるいはごみの収集処理に関するルールという認識が参加した人たちの間で十分醸成されていたのかは若干懸念があるように思われました。生徒さんの中では，不動産屋さんがいいんじゃないとか，どこどこがいいんじゃない，ここに置いたらといった議論がされていたけれども，どういう形でやっていくか，みんなで「きまり」をつくるのだという意識が希薄なように感じられました。どういう問題を「きまり」として決めるかという認識がどのくらいされているのかという懸念は覚えました。

もっとも，これは初回を拝見しての感想で，二時間目以降を拝見しておりませんので，恐らく二時間目では補足もされながら，いろいろな形で「きまりごと」，あるいは「きめごと」がされたと思いますので，その分は差し引いて聞いていただきたいと

思います。

二点目の感想でございますけれども、この問題の企図は、いろいろな考え方があり、いろいろな利害がある中で、その調整をどういう形で図り、ある程度みんなが納得できるルールをつくっていくのかということだったと思うのですが、そうすると、いろいろな考え方あって、いろいろな利害があって、いろいろな主張があるということをもまず認識してもらうことが重要になってくると思います。ただ、今回は授業で割くことのできる時間も限られていることがありまして、それがあらかじめ設定されておりました。不動産屋さんの立場はこうです、それから従来から住んでいる川上さんの立場はこうですとか、もう既にそれが決まっておりました。そのため、このような問題についてはいろいろな考え方が出るねということ自体が、果たして十分に身に付く形となっていたのかどうかは気になりました。いろいろ考え方が出るよねということが、最初のところで、生徒さんの間から出てくれば、立場を変えても議論ができることになるのではないかという気がいたしました。

ただこれも、何と言っても時間の制約がございますので、その関係上やむを得なかったという気もいたしました。

大杉委員 私の方は、ごみ出しの授業しか見ていなかったのですけれども、面白いのは、一週間前に実際に子どもたちにごみを出させる経験をさせて、その後、シミュレーションで、町内のどこにごみ置場を設置するかということを議論する授業なのですけれども、授業展開の中で、先にルールを受け入れるときの評価をどうするかという学習をして、その後、自分たちがつくったルールが本当に適正なものかどうか考えるという構造になっていて、非常にいい授業だと思うのですけれども、一つ不足しているなと思ったのは、ルールが生まれる必然ですね、なぜルールが必要なのかという部分を導入といいますか、授業の初めのところで、こんなに困っている状況がある。そうしたときにルールが必要だねということがあれば、それでいいのかなと思いました。

もう一点は、ルールといったときに二種類のルールがこの授業の中で見られたと思うのですね。ごみの出し方のルールと、町内会の中で、どこに、どういう形でごみ置場を設定するかという、みんなの合意に基づいてごみを置くという約束事、大きくはその二種類あるというところを、子どもたちはどうも頭の中で混在していたような気がするんですね。本来はどこに置くかということを中心に授業を展開していただく

と、ルールがなぜ必要か、ルールが生まれる必然性と、みんなが合意した結果、それはみんなにとって良いことなのだということが納得できて、それが約束事になっていくという筋道をもう少し明確にしていくと、非常にまた面白い授業になると思いました。

荻原委員 私は授業を拝見させていただいて、やはりうちの子どもと同じような、中学生というのはこの程度のレベルだなというのが正直な感想でして、あまり考えられないんだな、世間を知らないしというのが印象なんですね。

そうすると、同じ50分を使うにしても、子どもたちに考えさせるといっても、ゼロから生み出すのはすごく大変なので、最初に、ある程度の方の考え方のヒントをたくさん渡しちゃった方が、考える力は付くんじゃないだろうかという気がしました。

具体的なごみ出しルールとかマンションでペットを飼うとかという問題についても、細かい一つひとつの具体的な事例を最終的に普遍的なものにも導くということが授業としては必要かなという気がするんですけども、一番最初の具体的な例で、これだと終わってしまうといけないなという気がしました。

授業を見ていて、これはいいなと思ったのは、最初にこの問題は多数決で決めていいことか悪いことか、というのを多分やっていたのだろうと思うんですけども、多数決で決めちゃったら早いんですけども、そうすると例えばごみ出したと、ごみ置場を自分の家の前に置かれている人だけが嫌だと思っているだけで、あとはみんなその家のところに置きたいわけだから、この場合は多数決には向かないねとか、あるいはマンションの場合のペット問題も、これは多数決で決めていい問題なんだろうかと、まずそこから入っていく。一番子どもたちに欠けているのは、相手の立場に立って考えることなんだろうと思うのです。そのときにロールプレイみたいな形で、それぞれの立場に立たせて考えさせてはいたんですけども、やはり知恵と経験が足りないものですから、そのところはある程度教材で補った方がいいなと思いました。

そのためには、例えば前に紹介させていただいたスウェーデンの例ですけども、こんなのだと、この人はこう考えている、この人はこう考えているという吹き出しみたいなのいろいろ書いてあるんですね。例えば犬の嫌いな人の場合だったら、吹き出しに、犬を見ると、もう心臓が止まりそうになって、私は心臓が弱いし、子どものころに怖い思いをしたから、もう見るのも嫌なんだとか、そういう全然怖くない人

にとってはその気持ちは分からないですけれども、そういう気持ちになって考えさせるという意味では、その部分も子どもに考えさせると、ちょっと無理があるかもしれないので、だから幸せに暮らすために犬はマンションで飼ってほしくないんだとか、そういうのをある程度例示した方が授業は深くなりやすいかなと思いました。

それと反対に、ペットをとてまかわいがっているおばあさんの場合だったら、私は一人暮らしで、この犬がいなかったら生きていく力が湧いてこない、犬がいるから生きていけるんだみたいなものを最初から与えてしまったりとかというのが、最初、子どもたちには必要なんだなと思いました。

そういった幾つかの考え方を outsizing させて、そしてこれは多数決で決めていいのかとか、相手を思いやるためにはどっちかが相手の立場を少しでも考えてあげようとしないと、解決には至らないんだよというところに持って行って、お互いに自分の主張だけ言い合っていたら紛争になってしまうわけで、少しでも相手のことを思いやって解決策を探るのがルールづくりというふうに、普遍的なものへ引っ張っていくのを何とか、先生の力で持って行ってもらえないかなと思いました。

最終的に、世の中の法律というのはよく分かりませんが、まず他人に迷惑をかけない。迷惑は少しずつかけて生きているのが生活なんだけど、かけた場合には、迷惑をかけてしまったものに対してどうするかというので、例えば原状回復ができるのだったら原状回復するし、それができないのだったら損害賠償とか。ただ、例えばごみ出しルールの場合だったら、生徒さんが書いていたものでこれがいいと思ったんですけど、ごみを家の前に置く人は掃除当番免除にするとか、あるいはお金を毎月、迷惑料としてその人に払うとか、そういうようなこともあり得るわけだから、それも子どもたちから出てくるのを期待すると結構時間がかかってしまいますので、そういうのをもしかしたら最初から絵で出しちゃってもよかったかなんていう気もするんです。

それで、法律というのは結局、誰かに迷惑をかけなければいけないときには、そのかわりに損害賠償という考え方があるとか、そういうふうに普遍的なものとか普遍的なルールづくりの法律の仕組みにちょっとこじつけながらやっていてもらえると、勉強したなという気がするかなんて思いました。

唐津委員 私も全部見たわけではありませんので、一連のシリーズの中の一部だけで

すから、全体を通じて見た場合にはまた違う意見になるかもしれません。

ルールづくりも含めて、あと筑波大学附属中学の授業も拝見させていただいたのですが、やはり50分という時間はあまりにも短か過ぎるのではないかなと思いました。せっかくまとまってやろうということであれば、やはり50分の時間で収めるというのはちょっと難しい点があるのかな、もう少し長い時間が必要ではないかなという気がしました。

それから、ルールづくりの授業については、マンションの問題の授業と、ごみのルールと、両方見させていただいたのですが、マンションのルールづくりの授業は、最初の授業しか見ていないので、あとは分かりませんけれども、そもそも世の中にどんなルールがあるのかという問いかけから始まっているのですね。

一方、ごみの方の問題というのは、むしろ個別の紛争処理といいますか、法的な葛藤状況を前提に、どうやって解決していったらいいのかという過程の中でルールづくりを図っている。

どちらの手法がいいかということなんですが、私としては、後者の方が、より実践的な法教育につながっていているのではないかなと思いました。マンションの方の1時間目を見た限りにおいては、ルールにはどんなものがありますか、駅で順番を並ぶだとか、携帯電話を電車の中ではマナーモードにするとか、そういった例がいろいろ出てきたわけですがけれども、その中で、子どもたちがルールというのは何か所与のものだというような意識をまず持ってしまうようなおそれがあるのではないかなと思いました。

そうではなくて、ルールというのは自分たちがつくっていくんだということを意識としてちゃんとつけなければいけないと思いますので、そういう意味で、その手法としては、具体的な法的葛藤状況を前提に、どうやって解決していくのだという手法でのルールづくりの教育の方が、私は、より有効な方法ではないかなと思いました。

それから、どんなルールがあるのかという発言をいろいろ聞いている中で、やや道徳的な観点といいますか、弱者救済といいますか、かわいそうだからこうしなければいけないという、それをルールだと思っているところも結構ありました。法教育という観点からのルールづくりということを考えると、あまり道徳的な観点とか弱者救済というのは、まず捨象して、とにかく基本的には個々人の行動というのは自由なんだけれども、その自由に任せておいたときの弊害というのは一体何なのだという事と、

自由の尊重というところのバランスをどうとっていくのかという、そういう観点からの突っ込みというのが要るのではないかなという気がしました。

それから、ごみ出しの方ですけれども、これは先ほど言いましたように、手法としてはマンションの問題よりもごみ出しの方が、私はよかったと思うのです。ただ、具体的に幾つか気がついたのは、一つはクラス全員が、あるグルーピングの中でそれぞれロールプレイングするグループをつくってやるわけですけれども、やはり発言者が特定される嫌いがある。したがって、一つのやり方として、あの場合には例えばAグループは引っ越してきた人、Bグループは自治会の役員というように、要するにグループごとに一つの役割を持っていたわけですけれども、むしろグループの中でAさんは自治会の役員、Bさんは新しく引っ越してきた人、Cさんはこれということで、グループの中で一人ひとりが責任を持って自分の立場を代表して、ディスカッションするというような方法もあったのかなという気がします。

それから、時間の関係で無理な面があるわけですけれども、そもそもこういう役割というのをあらかじめ所与の前提で決めていったわけですけれども、大体こういう問題のときには一体どういう利害関係者がいるのかという、そののところから議論させるというのも一つあったのかなと思います。

全体としては、やはり学校の先生というのは身近な問題から入って行って、子どもたちの関心をうまく集中させて教えていらっしゃる。さすが職業教育家だなと思いました。

あとは、これは一般論ですけれども、ルールというのはどういうルールがいいのかという、その解については絶対的に一つのものがあるわけではなくて、いろんな解があるんだということと、そういういろいろな解の中から一つのルールをつくる時の手続、これが公正な手続でなされるんだといったようなところを教え込む必要があるのかなという気がしました。

絹川委員 私は、マンションの方のルールについて評価してみようというようなことを取り扱った回について、1回だけ拝見させていただいたのですが、私は基本的には実質40分ぐらいの授業で、相手方が中学生であるということを考えると、なかなか思った以上にいい授業ができていたのではないかなと感じました。

といたしますのも、まず、特別な授業を特別な人がやっているわけではなくて、普通

の社会の先生が普通の社会の授業をやっているという雰囲気があったのが非常によかったと思います。

それに、自分の中学校のときの体験から考えると、自分が中学校のときよりも多くの方が発言していた、あるいはさせられていたというところは非常によかったのかなと思いました。

ただ、若干残念だった面があったとすれば、たまたまこの回が評価してみようという回だったので、ルールの評価項目として公正性とか実施可能性とか明確性とか、そういったキーワードを持ち出してしまったことによって、途中から生徒たちの議論が、この議論は明確だからいい、公正だからいいというふうにキーワードに終始してしまっていて、具体的に何がどうあるから公正と考えるのか、明確なのかという議論に至らなかった点がちょっと残念なところでした。

あともうこれは、50分の授業で中学生を相手にした場合、非常に難しいと思うのですが、少数意見が出た場合、これが私としては面白くて共感を呼ぶ意見だったので、このあたりを契機にして議論を深められれば、もう少しよかったのかなとも思いますが、どちらかというところそう言ったところは高校生あるいは大学生になった段階で、やれば足りるのかもしれないというような感想を持ちました。

鈴木委員 ごみ出しとマンションと憲法と、それぞれ一コマずつ見させていただきましたけれども、ごみ出しについては、私が見た回がちょうど各グループごとに意見を出し合っていて、それをまとめていくというような授業だったのですが、それぞれのグループが隣のところに置いておけばいいみたいな感じで回ってしまっていて、どうやってまとめていくのか、先生も苦労されていたところがありました。どういうふうに場所を決めたらいいのかということに、方向性というのが何かみんなの中で一致していないようなところがあったのかなと思いました。

正解はない授業ということですが、こういう方向でみんなが納得できればいいよねというようなところが何となく、最後は多数決で押し切っちゃうのかというような感じになったものですから、その辺の方向をどうやって出していくのかというあたりが、ちょっと考えなければいけないところだろう。

その意味で先ほど荻原委員が、普遍性というようなことをおっしゃいましたけれども、教材として最初からこんな方向でというのはなかなか言いにくいのでしょうか

ども、それを示唆するような形のものが何らか、最初に先生の方から出てくるのもいいことだろうし、それから大杉委員が言われたように、何でルールが必要なのか、どうやって決めていったらいいのかというあたりを、もう少しみんなの中で共通理解をさせておくということも一つあっていいのかなと思いました。

もう一つ面白かったのは、不動産屋というのはどういう仕事をしているかを理解していない子どもがいたりとか、そういうところで議論になったりするところもあって、そういうところから理解させるというのは結構大変だなと思いました。もちろんほかの子が、ちゃんと、その知識的な面は補ってくれるわけですが、そういう部分では結構大変だなと思いました。

それから、マンションの方は、そういう意味で言うのごみ出しよりは法的、葛藤的というよりも、もう少し規範性の高いような感じで、抽象的な議論になってしまっているようなところがあって、私としてもごみ出しの方が面白いことは面白いだろうと思います。ただ、やっていく場合に気をつけなければいけないのだろうというふうに思いました。また、マンションの授業自体は、やっていらっしゃる先生も生徒さんたちも非常に真面目に受けとめてやっていたなという感じはしました。

高橋委員 私も、ごみ出しとマンションと、それぞれ1時間目の授業しか見ておりませんので、その後どういう展開になったかはいろいろな先生から聞いて、だんだんイメージができてきたところですが、ごみ出しの方は、まず体験学習があり、それぞれが社会に出て、現場で見てきたものを題材として導入するというのは非常に大事なところではないかと思えます。

また、教室の中だけで、教科書の中だけでの議論というのはなかなか、社会性、市民性も伴わない部分がありますので、実際自分の目で見て、ごみの臭いを嗅いでというのか、そういうものを題材にして議論するというのは非常に大事なところではないかなと思います。

それから、様々な立場の視点で議論する。一人一役にしかなかったと思えますけれども、そういうことで例えば消費者教育で言えば、加害者の立場になったり被害者の立場になったりという、いろいろな立場を体験するということは、最終的にはルールを守る際の、相手を思いやる気持ちの涵養にもなるのではないかなということで見えておりました。

マンションのことですが，先ほど絹川委員もおっしゃったのですが，板書の中で「権利」とか「権限」とか，最初の段階でそういう硬い言葉を書いていたのは非常に気になって，せっかくワークシートに，例えば誰がルールを守らせているのかという非常に分かりやすい言葉遣いをしているものを，「権威」というような表現で板書をしていたということで，中学生ぐらいだったら言葉のイメージというのは頭の中に最初に描いてしまうのではないかなと思いますので，そういったところは，硬い言葉ではなくて中学生なりの言葉で伝えていったらいいのではないかなというふうに思いました。

それから，どういったルールがあるのかなということを先生が子どもたちに問いかけてはいたのですけれども，教室の中を見ると給食のときの自分たちでつくったルールとか，授業時間に遅れたらどうなるかという，結構自分たちでつくったルールがあったんですけれども，そういう身近なルールが子どもたちの言葉の中から出てこなかったもので，実際は自分たちがルールをつくっていることに気がついていないのかなという気はいたしました。

それから，私が見た銀座中学校の子どもたちは非常にレベルが高いのかなという意識がありまして，全国的にこの教材でどれだけできるかなというのはちょっと疑問にも感じるころではあります。ただ，できればこういった授業を成長段階に応じて繰り返して行って，最終的に社会に送り出していくというような，限られた時間の中ですけれども，そういった繰り返し繰り返しの教育ができればなという思いで見させていただきました。

永野委員 私はマンションのルールの一番最初のところしか見ていないので，それについてしか言えないのですが，1時間目なので，ルールというのはどういうものかなというのを教えていくという，そういう1時間だったので，抽象度が高いのは仕方がないとは思いました。

最初に「身近なルールを出してみよう」ということなんですが，ルールというのは何かというのが分かっていないところで，「身近なルールを出してみよう」と言われたので，みんなちょっと戸惑っている感じがあって，でもさすがに銀座中の生徒なので，一つ，二つ，ぼろぼろと出てくるんですね。

その後，先生の方から，「道路は右側を歩きましょう」とか「白線の内側にお下が

りください」とか「座席は譲り合っておかけください」とかというような、大変具体的な例示があって、「これはルールでしょうか」というようなことを出されるんですね。その後、生徒が「ああ、そういうことだったのか」と思って幾つか出されたものを取りまとめて、ルールには五つの要素があるねという、そこで、いったん整理するのです。その後、新しいルールをつくってみようというふうに言われるので、生徒としてはつくってはみたいんだけど、「新しいのでしょうか、新しいのでしょうか」という気持ちがあるので、給食のおかわりだってルールなんだよというふうにはなかなかいかなかったなというのはありました。

例えば「あったらいいのにな」というルールだとか給食のおかわりのルールだとか、そこで方向というか、例えばこういうことを考えてみましょうというのがあると、子どもたちは楽しそうにしていましたので、どんどん発言が出たかなと思いました。

結局、先生の方で、新しいルールをつくってみようという「新しい」という言葉に子どもはちょっとつまづいた感じがありまして、例示が幾つか先生の方で用意されていたのは面白い例示でした。部活の中で我がままを言うだとか、掃除当番は男子だけだとかというようなのはどうだろうか、あったらいいのになというルールではあるわけですが、それを出しておいて、先ほどやった五つの要素を使って、これは良いルールですか悪いルールですか、自由に任せておいたらどうなるでしょうねというような形の構成になっていました。

先生が最初から非常によい具体的な事例をお持ちだったので、それでやれば、例えばこういうことですよというのを最初に出してあげると、時間をもう少し有効に使えたかなという感じはします。

一度出た事例を抽象化して、もう一度、今度は自分たちで考えてみようという構成になっていたのですが、非常に抽象度は高かったのですが、流れとしてはいいのではないかなと思いました。

小さなことで幾つかはありますが、やはり50分の授業の中でいろいろな要素や展開を詰め込んでいるので、時間的には苦しいものがあるなという感じはありました。

館委員 私はルールづくりのマンションの方を参観させていただきました。基本的には、生徒たちは非常によく発言もして、それぞれの立場ごとの意見を闘わせているなと思いました。

これを見ていて、ロールプレイというものの良さと難しさを感じました。良さとしては、今まで考えたことのないというか、立ったことのない立場に立ちながら意見を言うという、そういう経験が彼らにとっては目新しいし、今までの自分とは違う視点からの発言が可能になるなと思いました。

ただ、難しさとしては、それぞれ数人ずつのグループになって、同じ役割を演じるわけですけれども、実はその5人の中での意思統一ができていないということです。同じ役割といっても、その中で意見や考えの違いが出てきたりするということを見てみると、グループをつくったときの意思統一というところが、難しいのかなと思いました。ただ、ロールプレイングの良さは評価すべきだなと思いました。

それから、生徒は活発に発言をしていたわけですけれども、このことが法教育のねらいであります、自分の考えを持って積極的、論理的に意見を述べ、そしてまた自分と異なる見解にも十分配慮して、建設的な批判、討論、合意形成などができるということを実現しているなと感じました。生徒たちがよく自分なりに考えて発言をするし、そしてまた反論するときにも、相手の意見を聞きながら反論しているわけでした、今現場で、こういった話し合いだったり討論だったり、自分の意見をどんどん発言していくような学習形態というのはあまりなされていない現実があることを考えると、法教育の良さ、すばらしさを十分に打ち出すことができたのではないかなと思いました。

山根委員 私もごみ出し、ごみのルールのところを参観いたしました。具体的に改善すべきと感じたところは、ページで言うと11ページになるのですけれども、町内会規約案を評価してみようというところで、たくさん項目が並んでいるのですけれども、ここの聞き方がちょっと子どもたちには難しかったようで、仲村先生も幾つか減らして子どもたちに聞いていたようなんですけれども、ここの問題を子どもが答えやすいように整理して、数も減らして、理由や意見を少し多く書かせるようにまとめた方がいいかしらと感じました。

もう一つ、ここの中でルールそのものを決める「決め方」に問題があったか、良かったか、悪かったかという決め方に対する質問と、決まったルールがどうだったか、良かったか悪かったかと聞くものと、両方一緒に質問されていると思ったのですけれども、それを生徒は混乱したようで、それを同時に考えるのはなかなか難しいのかなというふうに感じました。

優れていると思ったのは、先生の方で、答えを急ごうとする生徒には、もう一回よく考えてみようということで提示をしたりですとか、あとは賛成か反対かで手を挙げさせたときに、「多数決ではないからね」ということを何度か念を押されていたので、それは大切だなと思いました。子どもたちは多数決というものにはすごく慣れていて、そう感じる生徒が多いと思いますので、それは多数決ではないというのを、やはりそのときどきで念を押す方がいいだろうと思いました。

皆さんと同じなんですけれども、これだけの内容をこの時間で終えるというのはすごく大変だなと感じました。教える先生の方でも不完全燃焼みたいな感じで終わるのではないかなと思って。でも幅を持たせるにはたっぷり時間も必要だし、大勢の意見も出してほしいし、その辺ちょっと難しい。宿題のような形で子どもたちにみんな考えておいでというふうに、授業外でも話し合いなどを持たれたようなのですけれども、その辺もいろいろやり方は考えていくべきかなと思いました。

土井座長 どうもありがとうございます。

当日、同じく授業を参観していただきました文部科学省の吉富教育官にも本日おいでいただいておりますので、何か御意見等があれば、お伺いしたいと思います。

吉富教育官 どうもありがとうございました。こういう授業がすべての中学校で始めれば、かなり今の授業は変わっていきだろうなというふうな感想をまず持ちまして、先生方の御尽力に感謝申し上げたいと思います。

もう皆さんからお話が出たように、総じて、やや盛りだくさんかなという感じがあるので、授業が変わっていくためには成功しやすいようにする。そのためには、ちょっと枝葉を払っていく作業を若干やった方がいいかなという感想を持ちました。

ルールのところ言えば、評価票のところでもンションのルールを再評価するところを見せていただいたのですけれども、ちょっと子どもたちが戸惑っていたような、表現の仕方なのかもしれませんし、若干ここも分かりやすくして、かつ、私がびっくりしたのは、みんな自分たちでつくったんだからあまり書かないだろうと思ったら、結構「見直した方がいい」のところへ子どもたちはたくさん書いていて、おかしいな、ついこの前、自分たちで相談して決めたばかりなのにというのが率直な感想だったんですけれども、なかなかルールを決めていくことの難しさとか、改善していくことの

大切さとか，でもそれを責任を持ってやることは面白くて，社会にとっても必要だというようなことを，社会科だけではなくて，ほかの場面でも繰り返してできるような示唆を少しこの中に入れてあげるといいかなと思いました。

土井座長 どうもありがとうございます。

それでは，橋本委員の方から，模擬授業を参観されての御意見あるいは授業案を作成されたお一人として御意見をいただければと思います。

橋本委員 まず作成者の立場から，先生方の貴重な御意見に対して厚く御礼を申し上げます。

授業についてですが，私自身はマンシヨンの授業を1回ほど見ることができず，それ以外の授業を見させていただきました。荻原委員が参観された1回目の授業は，私自身も見ていて，今後どうなるんだろうという心配をさせられるものでしたが，それ以降，安定したというか，2回目以降は，私が想定した議論を子どもたちの中で十分こなすようになりました。特にマンシヨンの方ですが，私たちが想定した論点というのがありまして，ページ数でいうとマンシヨンの授業の3ページ，注の6の論点にあたるものです。この から までについては，弁護士の先生方も入り考えていただいた論点で，議論をするときに出てくるだろうと想定されますものすべてだというように考え出したものなのですが，これすべて子どもたちの議論に出てくるんですね。

ですから，1回目を見ていると非常に不安だったんですが，ちゃんと時間を経ていくときちんと考えられるようになって，想定される議論の枠内に入っていくことができたということをまずお伝えできればと思います。

ごみにしてもマンシヨンにしてもですが，二つほど，私自身が考えたことがあります。

まず一つ目は，先生方からの意見にもあったのですが，それぞれの立場を設定していても，その立場になかなか立てない子どもが若干いたということが問題だろうと思っています。

立場に立つことができないということは，立場の違いというか，立場の相違性というものが分からないということになってきますし，もっと言うと，それぞれで議論される論点が子どもの中に見えてこないというまずいことになってきますので，先ほど

言いましたように、授業を経ていくと大概の子どもたちはだんだん見えていくんですけども、その部分はもう少し立場に立てるような工夫というのが、授業を改善する上で必要になってくるというように考えています。

二つ目は、ごみにしてもマンションにしてもそうですが、基本的にルールの内容については議論が進んでいくのですが、結局ルールをこういうふうにつくっていくというプロセスの部分が大事なんですけども、その点の強調が、できていなかったんですね。ですからそういうプロセスの部分をもう少し強調できるように。こういうルールのつくり方も大切なんですよということ、議論をしていくということですね。そういう過程の大切さも子どもたちに伝えることができるように直していかないといけないと感じました。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは時間の関係もございますので、次に憲法グループの授業について御意見を伺いたいと思います。憲法グループの授業につきましては、1時間目のカリキュラムを筑波大附属中学校で館委員に行っていただきました。当日御参観いただいたのは、江口委員、鈴木委員、永野委員、山根委員、そして私も参観させていただきました。

それではまず江口委員から御意見を伺えればと思います。

江口委員 館委員が行われた授業に関して一番の問題点は、さてこの授業は誰でもやるのかなということでした。要するに中学校の先生が、ぱっと館委員のような言い回しをやったり事実をとらえるような工夫ができるのかということ。授業ではキング牧師を即興的に利用したのですが、こうした適切な事例をぱっと持ってきたり、いろいろ配慮しながら憲法の持っている原則へと持っていけるのかどうかというのは、この授業のねらいを広める最大のポイントになると思っています。

この授業と、その後一般的に行われている憲法の学習をつなぐ工夫があることが大切で、立憲主義がその後の憲法の学習で生かせるようになってほしいと思います。もし、より詳細な資料集をつくるとしたら、民主主義と立憲主義との関係をこのようにして展開したら時代が見えるとか、あるいはこうして展開する方が子どもにわかりやすいという方向で書いてあげた方が普及しやすいのかなという感じがしました。

鈴木委員 私も江口委員と同じなのですが、館委員のは非常にうまい授業という
か、中身的にもそうですし、授業の進め方も非常にうまくて、憲法をやったことはあ
まりないですけれども、我々が進めていると、一つひとつ積み上げていこうとするわ
けですけれども、館委員は、あるところはうまくすっ飛ばして、ぼんといってしまう
と。でもそれは生徒たちにとってみると、すっ飛ばされたという感覚は多分持たない
だろうというようなすっ飛ばし方をされるんですね。そういうところは先生として非
常にうまいと思いました。

それから、今、江口委員からありましたけれども、これはあくまで憲法の入口の入
口の議論ということになっていて、この後、二時間目、三時間目というのがあるわけ
ですけれども、その導入としても非常にうまくできていただろうと思います。そう
いう意味では、2時間目、3時間目の授業もぜひ見てみたかったなと思いました。

それから、これを普及させる上では、館委員がやられるような授業だとか、何人か
がやられている授業をビデオにするのか何にするのか分かりませんが、そういうのも
くっつけて、こういう言い方で、板書はこうやってやるんだとか、ルーサーキングの
話もありましたが、こんなものを出すといいんだよというようなことが示されると、
現場でやられる先生たちも非常に参考になるのではないかと。もちろん、解説書の問題
もあるだろうと思いますけれども非常に面白かった。

それから、生徒たちが、またその授業に喰いついていく力というのも非常にあつた
なとも思いました。そういう意味で、今後こういうものを全国でやっていかれること
が非常に期待される場所だと思います。

永野委員 さすがにさすがで、大変勉強になりました。ある特定の人がつくった規則で
は問題点があるねという最初のところから、最後に、一人ひとりが意見を持つこと、
そして十分な話し合いが行われることが「みんな」という非常に漠然とした言葉では
あるけれども、「みんな」で決めるために必要だという、最後そこまで持っていくわ
けですが、というところまでの流れが、事例が大変分かりやすく、説明が明確で、生
徒にとっても理解しやすい展開だったと思います。

生徒がよく喰いついているというふうに鈴木委員もおっしゃっていましたが、生
徒があらかじめ持っているたくさんの既存の知識というのを自在に引き出していくと
いうところが多分、江口委員が「誰でもやれるかな」とおっしゃっている不安の要素

の一つなんだと思います。

再構築される手腕はさすがにさすがなんですが，出だしの，生徒の既存の知識のレベルが，多分全国では様々に違うと思いますので，既存の引き出せるだけの蓄積量があるかということと，引き出したときに再構築するだけの力量を平均的にどの先生も持てるかというところが多分，「誰でもやれるかな」というようなところの不安感の一つなのではないかと思います。

授業については大変分かりやすく参考になりました。ありがとうございました。

山根委員 私も本授業の優れている点というところで，まず何よりも館委員が魅力的だったと書かせていただきました。法教育の授業というのは本当に先生の生き方とか考え方とか今までの人生などが大きく授業を左右するんだなと改めて感じて，多くの学校で公平にこういった授業を行うのは先生方も相当大変だし，指導用の教材も相当踏み込んだものを用意する必要があるのかなと思いました。その教材からそれぞれの現場に適したものを選び取っていくというようなやり方になるのかなというふうに感じました。

子どもたちもとても優秀な子どもたちばかりで感心したのですけれども，ただ，正しい答え，正解を出すことにとても慣れている，努力してきた子どもたちなんだろうと思ひまして，やはり知識ではなくて実感したり，心の部分もあるし，そういったところを教える難しさは，こういった子どもたちにはあるんだろうと思いました。

やはり正解というか，正しい答えの方に偏りがちというのかしら，もっと個性豊かな意見がたくさん出てもいいのかなという場面もあったので，そういうところには逆に先生がいろいろヒントを出していくようなところもあっていいのかなと思いました。

一番最初に政治と生活とのかかわりというのか，政治というのは自分の身近なところでどんな問題があると聞いたところが，割とさらっと，出だして，後々たくさん教えるところがあるのでというのもあると思うのですが，そこをもうちょっと身近なところで実感できてから先に進んだ方が良かったかなという気も少ししました。

土井座長 どうもありがとうございます。

私も拝見させていただきましたので一言申し上げさせていただければ，非常にいい授業だったのではないかと感じております。教材作成にはかなり私もいろんなことを

申し上げて、館委員を困らせた方なんですけど、趣旨を的確に理解していただいて非常にありがたく思っております。

特に授業では、できるだけ平たく、平易な言葉で憲法を語るという形でお願いしたいということでやっていただきました。「みんなのことはみんなで決めるんだ」、しかし「みんな」といってもいろんな人がいるねというような、非常に平たい言葉でおっしゃっていただいています。今、山根委員からも御指摘があったとおりでと思うのですが、逆に、平たい言葉で語れば語るほど、先生の力量というものがどうしても問われてくる。私も大学で教えていますのでそうなんですけど、難しい言葉で言っている間はそれなりのプロというところもあって、ごまかせるんですが、平たい言葉で話して、それを実感させるということ、文部科学省の方で「生きる力の教育」ということをおっしゃっておられますが、生きる力の教育で一番生きる力を問われるのは先生であるということと同じことでして、それに近いものを無理にお願いしたのに、うまく授業をしていただいて非常に有り難いと思っております。

あと、実感させるという意味で、いい例を挙げていただいたのは、みんなで決めるんだけれども、みんなというのはいろんなことを考えるんだということを実感させるために、各人で花を思い浮かべてみなさいと発問されました。花だと思ったら何を思い浮かべるか、生徒はそれぞれにいろんな花が思い浮かべる。つまり花を思い浮かべなさいとただただでも、それぞれがいろんな花を思い浮かべる。それがみんなとして一つのことを決めていかないといけないのだから、決して単純な問題ではないんだということを、具体例を挙げておっしゃっていただいて、とてもいいのではないかと思います。

最後に、こうした授業を可能にするためにも、生徒と先生方との日常の関係というのは重要だと思います。我々は個々の授業について参観をさせていただいていますけれども、実際に法教育を本格的にやっていただくということになれば、学校の授業あるいは学校生活全体の中にきちんと定着していただかなければいけないということになりますので、その意味でも各委員からは重要な点を御指摘いただいているのではないかというふうに思います。

それでは、今、各委員からの意見が出ましたけれども、館委員の方で、どのような御感想をお持ちかということをお伺いしたいと思います。

館委員 どうもありがとうございました。今、座長の方から、非常に平易な言葉で憲法を語るということをおっしゃられたわけですが、実はこの言葉もすべて土井座長から教わった言葉ばかりでありまして、「みんなのことはみんなで決める」、でも「みんな」って何なのという、本当に何というのか、ある意味では哲学的なことなのかもしれませんけれども、そういったことを生徒たちに考えさせる意義というのは本当にあるなというふうに思いました。

日ごろの生徒たちの生活の場面で、よく「みんな」という言葉を使うわけですが、本当に「みんな」という範疇が人によって全然違ったり、全然みんなではなかったりとか、特定の人だけであるのに、みんなであったりとか、クラスというのは朝から晩まで一緒に生活していながら、なかなかみんなになり切れなかったりだとか、そういう中で授業をやっているんだという我々教師自身の自覚というのを改めて考えさせるような教材だったなと思っているんですね。

ちょっと一般的な話になりますが、民主主義を教える先生が民主的でないと、やはりうまくいかないのだろうとか、そういうことにもつながるような、自らをもう一度振り返らせるような教材だったという気がしています。

ただ確かに、今まで憲法学習を教えてきた先生方、私も含めてなんですけれども、こういう言葉で憲法を語るということはなかったわけですので、その意味から、先ほど江口委員から、どういうふうに一般的な憲法学習とつなげていくのか、あるいは憲法学習の本当の入口のところで行う意味を分かりやすく、そして具体的にある程度提示していかなければいけないのかなという事は強く感じました。

山根委員の方からは、政治と生活とのつながりを実感させるような時間がもう少しあっていいのではというご発言があったわけですが、本当に教師をやっていてそのところがすごく問われるといつも思っています。例えば先ほどのルールづくりのところ、私はマンションのペットのルールに関する授業を見たわけですが、ああ、子どもたちというのはペットに関しては共感を持って語っているなということをつくづく感じるんですね。ですから生徒の立場とは異なる意見が思わず出てきたりしてしまって、「ちょっと待て、おまえの立っている立場と違わないかい」なんていう感じもありました。でも、生徒にとって、自分の問題として取り組みやすい教材であったと思っています。授業において、何を教材に持ってくるかと生徒たちというのはその気になるのか、自分の問題としてとらえることができるのかということが、やは

り重要になってくるということで言うと，政治と生活のつながりを生徒たちはあまり感じていないということ，教師はしっかりとつかんだうえで，そのところをもう少し時間をかければ良かったのかなという気もいたしました。

土井座長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして司法グループの授業について御意見を伺いたいと思います。司法グループの授業につきましては，教材例の2時間目に当たる授業を同じく筑波大学附属中学校で吉田俊弘先生に行っていただきました。当日参観をいただきましたのは，江口委員，唐津委員，館委員，永野委員，そして私も参観させていただきました。この点につきましても江口委員の方からまずお願いできますでしょうか。

江口委員 吉田先生には少しかわいそうな状況があり，実験授業としてもっとよい場面をつくり出した方がよかったと思います。

ただし，吉田先生は，法学的な知識を持っているので，いかようにも先生なりに授業できたと思っています。司法について授業計画どおりに最後までやらざるを得ないという形で授業を展開されましたが，子どもたちはそういう事実があるということは理解できたと思います。ところが，それがどういう意味があるのということに思い至ったか少し疑問です。だから，そういう意味で，ここの持っていき方は本当に特別活動や，もっとほかの授業を連動させながら，1時間では足りないので，司法についての学習を工夫することが大切ではないかと思います。

実は館委員の授業でも発言しましたが，司法の指導では想像以上に教師の力の差が出てくると思います。そのときに何を持ってきた方がいいのかというのは，先生によって結構ぶれてくるので，気をつけながらやってほしいなというのを感じました。吉田先生自身は適切な事実を持ってきたわけですが，下手をすると，変な事実を持ってきて司法を伝えるような可能性もないかなと，危惧しました。

唐津委員 今，江口委員がおっしゃったとおり，やはり時間の制約ということが，この授業の一番大きな問題だったと思います。交通事故の事例も非常に凝った事例で，論点も非常に多くて，議論をすれば非常に面白い授業になったとは思いますが，いかんせん，生徒たちに議論させる時間がまったくなくて，こういう事故が起きたときに

どういう責任が発生するか，紛争の解決の方法はどういう方法があるか，損害賠償というのはどういうものがあるのか，過失相殺は。最後に，この事件では幾らですねということで，結局，知識を教えるということになってしまった。だからその経過の中で，何で慰謝料は幾らなの，何でこの辺は過失相殺なのというのを，具体的ないろいろな凝った事例をせっかくつくったわけですから，議論する時間があれば，もっと有効な授業だったなという気がしました。

館委員 時間の問題が出ていますけれども，吉田先生は多分，先ほど私が言った，生徒にこの問題をどう引きつけさせるかというところで，まず非常に時間を取ってしまったんだろうと思っています。自動車事故は1年間で一体何件起こっているのか，それはこの1時間で言うと何人死亡することになるのか，それは1分にすると何人だよねと，数字は今ここに控えていなかったのですけれども，「へえーそんなにあるの」と思わせる，そういう問題をこれから考えていくんだよというようなことを非常に丁寧に行われていましたし，それから資料にありますような，今回の自動車事故の状況設定についても，一人ひとりの生徒にもプリントを配って読ませたし，黒板にも大きな紙で，その内容を一つひとつ噛み砕いて説明していったというようなことがあって，そこで本当に時間を取られてしまったのだろうなというふうに思っていました。

もしかすると，黒板に張って説明する時間は要らなくて，プリントだけでも済んだのかもしれないなとは思いつつも，先ほど言ったような，生徒をいかに引きつけるかというところを考えられたのではないかなというふうに思いました。

2点目は，XさんがYさんを自動車で轢いてしまうわけですがけれども，はっきりうまく整理できないのですけれども，いつ紛争になったのかという設定が何かははっきりしなかったなと思いました。事故が起これば紛争になるとは限らない，まあほとんど紛争になるのでしょうけれども，それがどういう形で紛争になって，その紛争の中で何が争われているのかみたいなことの，今後話し合うべき対象になるようなことについての整理が，いまひとつはっきりしなかったのと，誰の立場に立ちながら，今私たち生徒は話し合いをしなければいけないのか。Xさんなのか，Yさんなのか，あるいは裁判官なのかというところを，もう少し明確に位置付けていくと，話し合い自身の活発化が図れたのかなと思いました。

永野委員 とても面白い授業だったんです。いろいろ時間的な制約とか条件が非常に悪くてというのがありまして、吉田先生は本来は多分議論する時間というところからズバッと入れる授業展開になる予定だったんだと思うんです。それは、一コマ目で紛争の解決の仕方にはどんなものがあるかなということをやっているというのが前提で入るはずのつくりになっているんですね。その前は多分紛争の解決の仕方を学ぶというものの前に、言葉の定義をしていく授業みたいなものが多分あるんだと思うんです。それをやったと想定しますと、授業時間の出だしの15分ぐらいは実際にはあれこれ言わなくて済むというのがありますので、そうしますと、事実関係のシートを出して、では議論してみようというふうになるのではないかと思いました。そうすると、議論する時間をたっぷり取ることができると思います。

一コマ目のところで実際には、紛争の解決の仕方に和解とか調停とか、当事者同士は熱くなっちゃって話し合いにならないねということを実際実感するというのが入っているの、そうしてこの事例が出てくるのだと考えると、もうちょっとそれぞれの立場に立ってというところが、もっと深く展開できる予定なんだろうなと思いました。

とても一つひとつのパーツは深くて面白いつくりになっているので、きちんと時間をそれぞれにとれば大変面白い授業の流れになると思いました。

土井座長 ありがとうございます。

当日参観いただきました吉富教育官、いかがでしょうか。

吉富教育官 とても面白い授業だったと思いますが、先ほど申し上げたように、50分で収めようとするといろいろな要素がたくさんあって、面白いんだけど、ちょっと扱い切れないかなという感じがしました。

筑波大学附属中学校の子どもたちは面白がってやってくれたわけですが、どこに焦点を当てて議論をしていいかわからないようなところがあったと思います。ある女の子は「最初から幾らと言ってくれた方がいいのに。それが高いか安いかは、私たちが議論してあげるから」というようなことをぼそっと言っていました。そっちの方がかえって焦点が絞りやすかったかもしれないなと思いました。若干もう少し分かりやすくなれば、その方がいいかなと思いました。

土井座長 どうもありがとうございます。

模擬授業と教材作成を御担当いただきました吉田先生は本日所用のためにおいでいただけませんが、本日の議論、承りました意見等の内容につきましては、事務局から吉田先生の方にお伝えしたいと思います。

最後に私法グループの模擬授業でございますが、こちらは7月に落合第二中学校で永野委員に模擬授業を行っていただきまして、前回も少し御議論をいただきましたが、先ほど事務局から御案内もありましたとおり、9月21日火曜日、24日金曜日、28日火曜日の3日間にわたりまして、目黒区立第二中学校で三枝利多先生に模擬授業を行っていただく予定となっております。変更点としては、前回、永野委員が行われました模擬授業と若干教え方等が異なるということがあります。特に3時間目につきましては、鈴木委員をはじめ法律実務家の御協力を得て行うと伺っておりますので、今回の全体の授業構成を永野委員から簡単に御説明をいただければと思います。

永野委員 全体の構成は基本的には変わらないんですが一つひとつの時間の中で展開する手法が違います。それは、今、何人かの委員の先生がおっしゃっていたように、最初に思考の枠とか視点とかというのを与えた方が、子どもたちからたくさん意見が出るのではないのでしょうかというのが7月に行った模擬授業で、今度はそうではなくて、たくさんの生徒がきっと持っているだろう内側にある情報をどれだけ引き出していかというふうにして、そして最後に整理するとか抽象化するという方法でやっていきます。

3時間目に、生徒がそのようにして整理した質問等、疑問等を法律の専門家の方に来ていただいて、実際には形になっている質問に答えていただくという、そのような構成になっています。

土井座長 どうもありがとうございました。

鈴木委員の方から何か補足はありますか。

鈴木委員 いや、まだこれから打ち合わせですので、御協力をさせていただきます。

土井座長 永野委員からただいま御説明をいただきました。7月に行われた模擬授業の内容等も含めて、何か今回御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ではどうもありがとうございました。

教材例の方は非常に御苦勞をいただいておりますし、模擬授業の方もいろいろと御多忙の折に行っていていただいております。今、各委員からいただきました御意見を承っていて、これをすべて反映をさせるというのはなかなか難しいところがあるのかもしれないという気がしております。それは恐らく時間との関係でして、形としては全体のプログラムの中に入るような授業構成にしていますけれども、どうしても短時間で、しかも模擬授業という形でやっておりますので、そこにショーウィンドーのようにいろんなものを入れ込むものですから、どうしても子どもたちにとっては負担過重ぎみの感じになってきて、じっくりと実感するのがなかなか難しいのかもしれない。

私も大学で1回生を相手に生命倫理の授業をやっていたときに、ロールプレイをやった経験がございます。インフォームド・コンセントをやらせてみました。そのゼミには医学科、保健学科、薬学部、法学部の1回生、それぞれ分野はありますけれども1回生なので何も知らない状態でやらせたわけです。案件としては妊婦さんに胎児が水頭症であることを告知させて、出産の方法についてインフォームド・コンセントをするというものでした。大学生だし、恥ずかしがってふざけてやるのかなと思いきや、かなり真剣にやってくれて、女子学生に妊婦の役をやらせているんですけれども、告知を受けた状態になると本人はもう言葉にならないんですね。後で「どうだった」と聞くと、頭が真っ白で何を言っているのか分からないと。本当に感情がこみ上げてきて、自分が何か子どもに悪いことをしたのかというような感じになってくるという、感情移入が出てくるんですね。

ただ、それをやるには、そこに至るまでに前準備をやらせていて、2時間、3時間かけて、その病気を調べさせたり、水頭症の子というのはどういう状態なのかという写真を見せたりという状況があるから、本番が20分であっても感情移入が生じたりしますけれども、中学校の現在の状況では、やはり授業時間数に限りがある。公民の時間を使って授業をしていただいているものですから、どうしても限りがあって、当日、資料をさっと見せて、「さあ感情移入しなさい」と言っても、なかなかそれは難しい部分がある。

そういうところを、毎回というわけにはいかないんですけれども、掘り下げてやる

うとすると、先ほど各委員からも出ていましたように、他の時間と組み合わせながら、そういう取組みを何度かやる。そこでは法的なものを実体験をしてもらうと同時に、もう少し日常の授業の中でもそういう経験を踏まえながら、どう授業をしていくかという工夫が必要で、それは本当に各中学校の先生あるいは高校の先生が全体のカリキュラムの中で、各先生方の体験等を踏まえてやっていただくことになろうかと思いますので、今後、実際の取組みを進めていただく上での課題になるのではないかなというふうな気がします。

これらの、今日いただきました御意見を踏まえまして、これまでの教材例等を修正して確定していきたいと思いますが、個別の修正については最終的に私の方に御一任いただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、本日の御意見を踏まえまして、修正し、完成したものを次回の研究会でお示ししたいと思います。

それでは引き続きまして、本研究会の報告書本体の骨子について検討を行いたいと思います。

これまで本日を含めて15回にわたり法教育に関する様々な論点について議論をお願いしてまいりました。その議論の状況につきましては、お手元に配付いたしました資料8「法教育研究会・協議経過」を御覧ください。

我が国における法教育の在り方につきましては、閣議決定されました政府の方針によって本年11月30日までに何らかの措置を講ずることとされております。それに従いまして、研究会として次回までには報告書を取りまとめたいと考えております。本日は、これまでの議論項目をまとめたものを事務局の方で、資料5「報告書目次案」という形で取りまとめていただき、それぞれの項目の内容について、これまで研究会で出ました意見の内容を簡単に要約いたしましたものを、資料6「報告書骨子案（意見の整理）」という形で、私、座長のたたき台ということで用意をさせていただきました。この骨子案について、資料5と6を見ながら簡単に御説明を申し上げたいと思います。

まず、骨子案と論点整理についての関係ですが、各項目の次に（論点整理）とか（第 回 教授報告）といったような記載がございますが、これは、それぞれの項目の該当部分がどの時点での議論を要約したものを示すものであり、これを見てい

ただければお分かりいただけるということになっております。第1, 第2の1という項目につきましては、既に論点整理で議論されていることの引用になってございます。

論点整理の内容につきましては、お手元の資料7としてお配りしてありますので、記憶を呼び起こしていただくということで、こちらを御参照していただければと思います。

第2の2以降の項目につきましては、論点整理には記載されていたものの、まだ議論が深まっていなかった点等につきまして、この研究会で検討を重ねてきた内容を引用してございます。

まず最初に、この目次案の方につきまして、更にこうした項目が必要ではないか、あるいは、この項目は不要ではないかといった御意見がありましたら、お願いいたします。ざっと御覧いただいて御指摘をいただければと思います。

最初が「法教育の意義」とか「現状課題等」について説明がありまして、第3が報告書の中核になる部分でございますが、「法教育の目指すべきもの」、それから各子どもの成長段階に応じた法教育が必要だということ等が書かれております。具体的取組みで、先ほど御議論いただきました授業案が説明されるということになります。その後、今後の課題等ということになっておりますが、お気づきの点等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは報告書の項目、骨子としてはこういう形で進めたいということで御了承をいただいたということにさせていただきたいと思います。

次に、その項目の内容についてでございますが、個々の内容について更に議論を深めるべき点について御意見等があればお伺いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

少し私の方で気づいておる点がございまして、お話しさせていただきたいと思うのですが、この研究会としましては、時間の関係もございまして、教材作成というところまでお願いしたということもありまして、基本的には中学校3年生、とりわけ公民的分野を中心に議論をお願いしてまいりました。ただ、全体を考えると、小学校の問題、それからより進んで高等学校における法教育の在り方というものを射程に入れる必要がございます。ただ、その点については十分に議論ができていない部分がございます。その点について少し今日御意見を伺っておきたいというところもございまして。

まず、実際に模擬授業をされまして、中学生と実際に法についての授業をされた経験から、これはできればもう小学校でこの程度のことはやっておいてほしい、あるいは実際に、今、取り扱っている内容の中でも、場合によってはこの部分については小学校でやるのに適しているのではないか、あるいは逆に、この部分はやはり中学生には少し難しく、高等学校で行うべきなのではないか。またそれを高等学校で行う場合にどういうふうにつないでいったらいいかというような御意見等があるかもしれません。

そこで、模擬授業を担当された2人の委員に御意見をいただきたいと思うのですが、まず館委員の方で何かございますでしょうか。

館委員 私の方の教材に即して言わせてもらいますと、例えば2時間目では、まだ模擬授業はやっていないのですけれども、「みんなで決めるべきこと」「みんなで決めてはならないこと」ということを考えようという授業をやるわけですけれども、みんなで決めるときにどんな方法があるのか。くじ、あみだ、じゃんけんだとか多数決だとか、このあたりのことは小学校でも十分に分かります。

それからその次に出てくるような、みんなで決めるべきものとして、例えば移動教室のキャンプファイアでのクラスの出し物だとか、あるいは決めてはならないものとしての一人ひとりの昼休みでの過ごし方等、生徒たちの生活の中に幾らでもころがっているような題材だと思うんですね。

このような「みんなで決めるべきこと」とか「みんなで決めてはならないこと」などに関しては、視点を明らかにしておけば、そういう視点さえ先生方にしっかり伝わっているならば、生徒たちがもっと本気になって、このことを討論し合うのではないかなという気がするんですね。中学生ですと、「これはどう、みんなで決めるべき？」なんていうと、「正解」がポンポンポンと出てきてしまって、なぜそれが「正解」なのかその理由を考えさせることにこの授業の主眼がおかれるのですけれども、小学生の場合では、みんなで決めるべきかどうかについて、もっと生の意見というか、そのような状況に本当に置かれた気持ちになって話し合えると思います。小学生という時期に、本当にしっかりと話し合いの場を設けていくといいのではないかなという気持ちを強く持っております。

土井座長 どうもありがとうございます。

永野委員，いかがでしょうか。

永野委員 私法ということではなくて全体的なことなんですけれども，四つの教材を見ていきますと，憲法と司法の部分は小学校のところでもう少し，今，館委員が言われたように，給食のおかわりとかというような明文化されてはいないけれども，これはルールをつくらないと「十五少年漂流記」のようになっていくなというようなのが身近なところどころがっているというのはあります。そういうところに非常に意識して小学校5年，6年で学級経営ですとか授業を展開していただけると，もっとずっと入るなというのはあります。

私法の方については，あなたが自由に給食のおかわりで何回も手を挙げたように，私も手を挙げたいのよというようなところから，個人と個人との契約の関係でというのも実際にはそのように小学校の4年，5年あたりからおろしていくことができるなという考えはあります。

憲法とか司法というのは，使っている言葉もそうなんですけれども，小学校6年生の教科書のおしまいの方で，そこだけで扱うというのではとても時間的に苦しいものがあるので，やはり特別活動の時間を使って，形として憲法とか司法とは言わなくても，そのような素養を培うというのは必要だなと思っています。

小学校でも家庭科は専科でございますので，やはり契約というところだけを取り上げますと，「即時払い」とか「前払い」とか「後払い」という専門的な言葉が出てくるのですが，私的自治のところと深いかわり合いがあるので，小学校の専科の先生の方と教材事例を共有できると，随分広がりはあるなという気はします。

土井座長 どうもありがとうございました。

館委員，永野委員には小学校との関係について御指摘をいただきました。

高校との関係でございますが，橋本委員が高校で教鞭をとられたということも伺っておりますので，この点についてはいかがでしょうか。

橋本委員 その前に小学校と中学校の関係で一言言わせていただければと思うのですが，ルールづくりの授業で考えたときに，今，永野先生がおっしゃったように，今日の御

意見にもあったのですが、なぜルールが必要なのかということとか、ルールとは何なのかという点を小学校におろして、小学校でその点を学習した上で、例えば中学校でルールづくり、そして憲法の意義、私的自治というふうにつなげていくというやり方もあるのかなというのが、今お話を聞いていて考えたところです。

高校との関係ですが、今日は憲法の授業の話が出ましたので、憲法とのかかわりで言いますと、例えば中学校で憲法の意義というものを学ぶという形で提言するのであれば、高等学校では憲法の意義そして憲法の条文に関する認識を踏まえた上で、憲法にかかわるような法的な論争問題を子どもたちに法的に、また合理的に解決させていくという学習を経させるということもカリキュラム構成上の一つの方法としてあるのかなと思っています。

そうすることで、子どもたちにより高次のレベルの法的資質を育成できるのかなと考えています。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは教育学の観点から江口委員、この点についていかがでしょうか。

江口委員 私の個人的な意見として、小学校、中学校、高等学校で、それなりにやる方法は幾らでもあると思います。法や司法をどういう事実でとらえたときに、子どもたちがそれらを使いこなしてくれて、よりよい法をつくっていくか、あるいはよりよい社会をつくっていくような教育ができるかということを絶えず考えなければならないと考えます。私はずっとこの教育は現代における基礎教育であると発言しているのですが、まずそのことを前提にしながら、小・中・高等学校で展開してほしいと思います。

それから高等学校には法律に関心のある生徒も出てきます。例えば法律家を目指して勉強する人もいるだろうし、そういうふうな職業としてではなく、国民・市民の基礎教養として、選択的に法に関心を持つ生徒もいます。だから高等学校での対応と小学校での対応は、ちょっと違っているところもあり、広がりを考えてつくっていった方がいいのではないのかなと思います。

土井座長 どうもありがとうございました。

これも発達段階の部分とのかかわりで、それぞれの年代にどういう教育をするのが適当かという点について詰めて、今後も検討していただく必要があるのかなという気がします。

今、御指摘がありましたように、ルールというのは身近にありますし、実際に使っているんです。日本人はなかなか法になじまないとかルールになじまないという意見もありますが、まったくルールというものになじまないのに、これだけ大規模な社会を維持するということはできません。日本人もちゃんとやっているわけなんです。ただ、問題は、やや意識化していない。古くからのルールという部分もあたりしみますので、無意識のうちに体得していて意識化しないということが多いだけなんです。だから、意識化してみればそこには、やはりルールあるわけで、意識化することによってそれを変えるということが可能になる。無意識に体得している部分については、所与のものなので、安定はするんですけども、それを批判的に見るという視座がどうしても弱くなりがちです。それを法は自分たちの身近なものだということに意識することによって、では自分たちでもっといい法にしてもいいのではないか、こういうふうに変えられるのではないか、ということが議論にのってくるということになるのだと思うんですね。その意味で、小学校の段階というのは身近なものだということと理解してもらおうということとか、それからルールというのは自分たちで意識化して話せるというようなものだということを感じとして分かってもらう。正にルールの、あるいは法の原風景として理解してもらおうというのが大事かもしれません。

それがやがて意識化して、概念などを用いて議論できるというのが恐らく中学校ぐらいから始まってくる。更に高度にそうさせるのは高校、大学という形になっていくのでしょうが、ちょうど中学校を狭間にして、小学校、高等学校がそれぞれ法教育との関係で位置付けが可能だというふうに私も思いますので、今後議論を深めていっていただければというふうに思います。

それから、もう一つは、前回にも御議論をいただいた点でございますが、法教育に携わる関係者は具体的には学校の先生方あるいは法律実務家、法学者、教育学者などが今後どういう役割を果たしていくかという点がございます。特に実際に教育をその場で行っていただくのは学校の先生方でございますので、その先生方とどういう形で連携をとっていくのかについてはまだまだ今後議論すべき点があるかと思いますが、前回も御意見を伺っておるところですが、この点について今日もしまた改めて何かあ

れば御意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。模擬授業を繰り返しやっただけでもおきますし、そのあたりから御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

模擬授業を御担当いただいて、ここでも繰り返し御発言をいただくのは御負担かと思うのですが、館委員、いかがでしょうか。

館委員 今、考えていますことは、一つには、憲法をどんなふうに本当の意味でしっかりと理解したうえで、生徒に分かりやすく説明できるのかという問題で、ありふれた言葉ですけれども、教師自身の研修というか、そういう場が必要なんだと感じました。これは司法のときの模擬授業などでも民事裁判を扱ったわけですが、その民事裁判というのはどうなのかということをお井座長から話していただいたときに、「ああ、民事裁判というのはそういうルールになっているのか」なんて、恥ずかしいことですが、思わずうなずいてしまいました。

刑事裁判ならある程度のことは我々教師はイメージできても、民事の本質的なところは分かっていなかったなということをおうわけですね。そういうことを分からずに、民事裁判と刑事裁判があるよと教えてしまっているわけで、それは、言葉で違いがあるということをおうているだけにしかすぎないわけです。その辺のところでも様々な機会をとらえて専門家の方々、大学の先生の方々から、教師が研修を受ける場というのが設けられるといいなというふうにつくづく感じました。

それからこれは模擬授業とは離れるのですが、私が担当しています総合学習で実は先週と今週、模擬裁判を東京弁護士会の方々の御協力でもうすることができたわけです。先週などは、7名の弁護士の方々に来ていただきまして、いわゆる裁判官、検察官、弁護人のそれぞれの立場で指導をしてくださるのですね。証人とか被告人の方々にもいろいろサジェスチョンしていただきました。そうすると、実際に行う模擬裁判の質もかなり違ってきます。そして、当然なことなのですが、そこで扱う模擬裁判での事件は、我々とはとてもじゃないけれども考えられないようなことが明確な論点として争われながらも、すぐには黒白の判断がつかないような事例をちゃんと持ってきてくださるんですね。このあたりが専門家の力量でありまして、教師と専門家との協力体制というものが必要だなというふうに感じています。

土井座長 永野委員，いかがでしょうか。

永野委員 前回の会議のときにあらかた，このようにしてはどうでしょうかというようなお話はしたので重なってしまうのですが，やはりこの教材作成を通じて専門家の方々に意見交換ではなくて教えていただくというその時間が，もう黄金のような時間でございます。特に教員として四つの教材を全部1年間通してやっていくときのバックボーンになるような，多分法哲学のような部分が教員の研修の部分で非常に必要なのではないかなというのが，通して得た感想です。

土井座長から，先ほど館委員が言いましたように，民事裁判の本質であるとか憲法の本質であるというのを端的に平易で明快に分かりやすく説明していただける機会というのが，普通の平常業務をやっている一般教員ではなかなかないというのがありますので，繰り返しになりますけれども，いわゆる都道府県の教育委員会の夏季研修あたりに指定していただいて，そのような非常にレベルの高い法哲学のような講義を受けると，随分授業での厚みが違ってくるのではないかなと思いました。

土井座長 ありがとうございます。

次に茨城あるいは福井で法教育を主体的にかかわって，オーガナイズしていただいている橋本委員，いかがでしょうか。

橋本委員 今の話でよろしいですかね。教員の研修の話が出たのですけれども，とはいえ，大学の先生にしても，法曹界の先生方にしても，なかなか時間が取れないというがあるので，平易な言葉で説明するようなガイドブック的なものというか，現場に配付できるようなものですね，そういうものがあればいいのかなという，今の話を聞いて考えました。

土井座長 私の方も，教材作成等でいろいろとお話をさせていただいたときに感じるんですけれども，法律の専門家からすると当然の前提というものがあまして，法律家というのは，その当然の前提は当然のものとして話してしまいます。その結果として，恐らく一番，学校の先生方が知りたいと思われているところを省略した形で，どんどん議論が展開してしまっていくということが起こりがちになってしまいます。

実務の先生方からすると、クライアントに説明されるときにもそうなんじゃないかという感じをお持ちだと思いますけれども、どうしてもそういう傾向がある。

しかも、教材については自分たち法律家が面白いと思うことをどうしても盛り込もうというふうにしてしまいますので、恐らく学校の先生方でも、ちょっと分からないという部分が出てくる。いわんや、生徒の皆さんからすると、ついていけないということになりがちな面もございますので、それは教育の専門家の方と実務家と、それから理論の専門家である学者とが、一体どこに重点を置いて、どういうふうに教えていくのがいいのかということは今後詰めていかないといけません。しかも、それが限られたサークル内部だけで済むのではなくて、全国的に広げていくということになると、その情報をどういう形で提供していくかという問題が出てこようかと思います。この点についても今後検討していただくことなるのではないかと思います。

今の点については以上ですが、それ以外の点で何かほかに御意見等ございますでしょうか。

それでは、目次については御了承をいただきました。本日の御議論を踏まえまして、この報告書骨子を文章化する作業に入らせていただきたいと思います。委員の先生方からも、適宜御意見をちょうだいしながら、最終的な案を作成していきたいと思いますが、文章化の作業については日程上の都合もありますので、私座長の方に御一任をいただきたいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

研究会も残りわずかとなってまいりましたが、最後の最終案の作成という山場が残っておりますので、委員の先生方の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は少し早目でございますが、議事の内容が終わりましたので、この程度とさせていただきます。

次回は10月18日月曜日午後4時から、法務省20階の第一会議室での開催を予定しておりますので御出席のほどをよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時50分 閉会